

第10回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年11月25日(水)午前9時30分から

2. 開催場所 川西町中央公民館 大ホール

3. 出席委員(8名)

会長 10番 大沼 藤一

委員 1番 鈴木 秀男、2番 後藤 満良、3番 高橋 孝博、4番 佐々木 一宏
5番 勝見 和彦、6番 市川 博幸、8番 阿部 つや子

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第15号 農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について

第 5 報告第16号 非農地証明の結果報告について

第 6 議第 46号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 7 議第 47号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)

第 8 議第 48号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(貸借権の設定)

第 9 議第 49号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(所有権の移転)

第10 議第 50号 農地転用に伴う事業計画変更申請に対する意見について

第11 議第 51号 農用地利用集積計画に対する決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 内谷新悟、事務局長補佐 高橋光好、主任 竹田智弘、主事 淀野拓也
主事 玉田絵里子

6. 会議の概要

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長となる。)

議長 大沼藤一

ただ今より、第10回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、8名であります。

欠席届のあった委員は、議席7番舩山マサエ委員、議席9番新野勝廣委員の2名です。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席8番阿部つや子委員、議席1番鈴木秀男委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より高橋事務局長補佐並びに玉田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

日程第4、報告第15号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主事 淀野拓也

1ページをご覧ください。報告第15号、令和2年10月26日、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について、所有権の移転について10月申し出件数1件、田484㎡、個人への調整決定件数1件、田484㎡、所有権移転合計1件、田484㎡、利用権の設定及び審議についてはありません。詳細につきましては、農用地利用集積計画に対する決定についての際に説明させていただきます。

議長 大沼藤一

本件は、報告案件でありますので、次に進めます。

日程第5、報告第16号、非農地証明の結果報告についてを上程します。

事務局の報告を求めます。

主任 竹田智弘

6ページをご覧ください。報告第16号、非農地証明の結果報告について、申請件数は4件です。7ページをご覧ください。願い人●●、大字上小松字才之神454-2、田508㎡、非農地となった時期及び事由については、昭和41年頃から作業小屋、畜舎等を建て宅地として継続的に使用しているものです。調査員の意見、現地調査の結果上記のとおり相違ありません。令和2年11月17日、鈴木委員、勝見委員、事務局職員2名です。8ページをご覧ください。願い人●●、大字玉庭字宮ノ南4982-1、畑979㎡、ほか以下のとおりです。非農地となった時期及び事由については、昭和53年ころから、4982-1、4983-4については住宅を新築して現在に至っています。また、4988-3、5044-2、5044-3についても昭和53年から作付を止め現在に至っています。4898については、圃場

整備で区域外となり作付していません。調査員の意見、現地調査の結果上記のとおり相違ありません。令和2年11月17日、鈴木委員、勝見委員、事務局職員2名です。9ページをご覧ください。願
い人●●、大字高豆菴字東河内1316-1、畑153㎡、非農地となった時期及び事由については、平成7年に住宅を新築し、その際に申請地を庭として作り、以後宅地として利用してきたものです。調査員の意見、現地調査の結果上記のとおり相違ありません。令和2年11月17日、鈴木委員、勝見委員、事務局職員2名です。10ページをご覧ください。願
い人●●、●●、大字尾長島字大田野一3646-3、田145㎡、非農地となった時期及び事由については、昭和60年ころからポンプ小屋が設置されたころから隣接住宅と併せて駐車場として使用され、それ以降宅地として利用されているものです。調査員の意見、現地調査の結果上記のとおり相違ありません。令和2年11月17日、鈴木委員、勝見委員、事務局職員2名です。なお、7ページの●●さん、10ページの●●さん、●●さんの件については、後段の農地法第18条第6項による合意解約の議案にも該当農地が記載されていますが、農地の現況としては非農地の報告のとおりであり、細目書上も記載がないことから議案の受理、不受理の決定前に報告するものです。

議長 大沼藤一

本件は、報告案件でありますので、次に進めます。

日程第6、議第46号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

11ページをご覧ください。議第46号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。令和2年11月25日提出、川西町農業委員会会長名、申請件数は15件です。番号、申請人、土地の所在、地目、地積、契約の内容の順で読み上げます。1番●●、●●、大字上小松字平谷地5095-164、畑 1,332㎡、平成28年4月25日から5年間、10a借賃●●円、解約後売買するものです。2番●●、●●、大字上小松字才之神454-2、田508㎡、平成28年11月25日から3年間、10a借賃●●円、こちら先程非農地証明で説明のあったように農地として利用されていませので錯誤となります。3番●●、●●、大字堀金字田中1710-1、田1,744㎡、平成19年2月26日から5年間、10a借賃●●円、解約後、貸し直しするものです。次のページをご覧ください。4番●●(持分2分の1)、●●(持分2分の1)、山形おきたま農業協同組合代表理事組合長木村敏和、大字堀金字山ノ在家360、田2,171㎡、計田14筆32,148㎡、平成23年3月1日から10年間、10a借賃●●円、解約後、貸し直しするものです。5番●●、山形おきたま農業協同組合代表理事組合長木村敏和、大字堀金字高野553、田588㎡、平成23年3月1日から10年間、10a借賃●●円、解約後、貸し直しするものです。6番山形おきたま農業協同組合代表理事組合長木村敏和、●●、大字堀金字山ノ在家427-5、田1,400㎡、計田12筆27,959㎡、平成23年3月1日から10年間、10a借賃●●円、解約後、貸し直しするものです。次のページをご

覧ください。7番山形おきたま農業協同組合代表理事組合長木村敏和、●●、大字堀金字山ノ在家360、田2, 171㎡、計田3筆4, 777㎡、平成23年3月1日から10年間、上2筆が10a借賃●●円、下1筆が10a借賃●●円、解約後、貸し直しするものです。8番●●、●●、大字堀金字銭神1981、田8, 867㎡、計田6筆11, 115㎡、平成31年1月25日から10年間、10a借賃●●円、解約後、貸し直しするものです。9番●●、山形おきたま農業協同組合代表理事組合長木村敏和、大字高山字七浦581、田1, 583㎡、平成23年7月1日から10年間、10a借賃●●円、解約後、貸し直しするものです。10番●●、山形おきたま農業協同組合代表理事組合長木村敏和、大字高山字七浦575、田841㎡、平成23年3月1日から10年間、10a借賃●●円、解約後、貸し直しするものです。11番山形おきたま農業協同組合代表理事組合長木村敏和、●●、大字高山字七浦575、田841㎡、計田2筆2, 424㎡、上1筆が平成23年3月1日から10年間、10a借賃●●円、下1筆が平成23年7月1日から10年間、10a借賃●●円、解約後、貸し直しするものです。次のページをご覧ください。12番●●、●●、大字高山字石樋2220、田743㎡、計田3筆8, 439㎡、畑4筆1, 928㎡、平成28年2月25日から10年間、田10a借賃●●円、畑10a借賃●●円、解約後、貸し直しするものです。13番●●、●●、大字上奥田字孫身沢3807-1、田15, 682㎡のうち10, 000㎡、平成25年3月1日から10年間、10a借賃●●円、解約後、貸し直しするものです。14番●●、●●、大字上奥田字増沢733-1、田3, 455㎡、計田6筆8, 775㎡、平成6年3月29日から6年間、上2筆が10a借賃●●円、下4筆が●●円、解約後、貸し直しするものです。15番●●(持分2分の1)、●●(持分2分の1)、●●、大字尾長島字太田野一3646-3、田145㎡、平成25年8月26日から10年間、10a借賃●●円、先ほど非農地証明で説明のあったように農地として利用されていませんので錯誤となります。以上です。

議長 大沼藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を受理することに決定いたします。

日程第7、議第47号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

15ページをご覧ください。議第47号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和2年11月25日提出、川西町農業委員会会長

名、申請件数は4件です。番号、申請人、土地の所在、付記の順で読み上げます。1番●●、●●、大字上小松字木場西3393-5、畑99㎡、計畑3筆309.91㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。2番●●、●●、大字上小松字平谷地5095-164、畑1,332㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。3番●●、●●、大字上小松字堂之下427-1、田5,568㎡、計田3筆9,068㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。4番●●、●●、大字西大塚字大野三3009、畑168㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。以上今回の申請について、譲受人は農機具一式を所有し、農作業従事日数も150日以上であり、権利取得後の面積も30a以上ですので、農業者の要件を満たしております。よって、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

始めに番号1番から3番の件について、議席3番、高橋孝博委員より報告願います。

委員 高橋孝博

番号1番、2番ともに、11月13日に推進委員竹田委員と私で現地調査を行っています。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て1番は総額●●円、2番の総額●●円は妥当だと判断します。3番について、11月12日に推進員渡部委員と私で現地調査を行っています。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと判断します。農地の状況から見て10a対価●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

次に、番号4番の件について本職より報告いたします。

4番について、11月20日、推進委員齋藤委員が現地調査を行っています。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て総額●●円は妥当だと判断します。

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第8、議第48号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを

上程いたします。

初めに議事の進め方についてお諮りいたします。本件の中で、番号1番は議席10番、本職が理事となっている農地所有適格法人に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。

よって、本人に関する案件の審議中は室外に退席を求めることについて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、議席10番本職については、当該案件の審議中は室外に退席いたします。

始めに、番号1番について審議を行うので、本日新野代理が欠席ですので、会議規則第6条第3項により出席委員の互選により選出となっております。

お諮りします。議長の選出方法について、委員の意見をお聞きします。

委員 高橋孝博

指名推薦がいいと思います。

議長 大沼藤一

ただいま、高橋委員より、指名推薦との発言がありましたが、そのような方法で選出することでのよいでしょうか。

それでは、総会議長について指名推薦をいただきます。推薦される委員をご指名ください。

委員 高橋孝博

議席1番鈴木秀男を推薦します。

議長 大沼藤一

ただ今、高橋委員より議席1番鈴木委員と推薦されましたので、鈴木委員と議長を交替します。

(大沼藤一議長退席)

(鈴木秀男議長着席)

議長 鈴木秀男

番号1番について審議を行います。事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

議第48号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和2年11月25日提出、川西町農業委員会会長名。1番●●、農事組合法人みなみ方代表渡部広、大字西大塚字因幡一575-1、畑636㎡、離農、新規就農です。

議長 鈴木秀男

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

始めに、番号1番について、議席5番勝見和彦委員より報告願います。

委員 勝見和彦

番号1番について、11月12日に、推進委員齋藤委員が現地を調査しています。今回の申請は離農、新規就農です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 鈴木秀男

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りします。番号1番について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

大沼藤一会長の復席を求めます。

大沼藤一会長復席のため、議長を交代します。

(鈴木秀男議長自席に移動)

(大沼藤一議長着席)

議長 大沼藤一

会議を再開します。次に、決定いただきました番号1番を除いた各案件について、事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

2番亡●●法定相続人●●、●●、農事組合法人がんきょうファーム代表理事小倉慎吾、大字下小松字谷地2097、田1,011㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。なお、2番から4番までは未相続の農地ですが、農地法3条において法定相続人の過半の同意によって、賃借が可能であることから法定相続人名での申請となっています。3番亡●●法定相続人●●、(有)山形川西産直センター代表取締役平田勝越、大字下小松字北之沢1678、田4,228㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。17ページをご覧ください。4番亡●●法定相続人●●、(有)山形川西産直センター代表取締役平田勝越、大字下小松字北之沢1681、田979㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。5番●●、●●、大字時田字遠江前3458、田2,989㎡、計田2筆6,832㎡、経営規模縮小、経

営規模拡大です。6番●●、●●、大字高山字林4369、田4,095㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。7番●●、●●、大字高山字鹿小屋4516-4、田5,169㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。8番●●、●●、大字高山字鹿小屋4516-2、田253㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。次のページをご覧ください。9番●●、●●、大字高山字林4370、田10,526㎡、計田2筆28,704㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。以上今回の申請について、賃借人は農機具一式を所有し、農作業従事日数も150日以上であり、権利取得後の面積も30a以上ですので、農業者の要件を満たしております。よって、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。以上です。

議長 大沼藤一

次に、番号2番から4番の件について、議席5番勝見和彦委員より報告願います。

委員 勝見和彦

番号2番について11月14日に推進委員荒井委員が現地調査を行いました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないものと思われます。農地の状況から見て、10a借賃●●円は妥当だと判断します。番号3番、4番について、11月14日に推進委員荒井委員が現地調査を行いました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないものと思われます。農地の状況から見て、10a借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

次に、番号5番から9番の件について、議席1番鈴木秀男委員より報告願います。

委員 鈴木秀男

番号5番について、11月13日に遠藤推進委員が現地調査を行っています。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないものと思われます。農地の状況から見て、10a借賃●●円は妥当だと判断します。番号6番から9番について、11月15日推進委員竹田委員が現地調査を行っています。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないものと思われます。農地の状況から見て、10a借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

お諮りします。番号2番から9番の件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第9、議第49号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主任 竹田智弘

19ページをご覧ください。議第49号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から農地の転用に伴う所有権の移転について、許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。令和2年11月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は2件です。1番譲渡人●●、譲受人●●、大字下奥田字高箭258-4、畑212㎡、使用目的は雪捨場、家庭菜園で、申請地を譲り受け、家庭菜園並びに雪捨場として利用するものです。2番譲渡人●●、譲受人●●、●●、大字洲島字平2373-5、畑24㎡、計畑3筆290㎡、使用目的は住宅用地で、申請地を譲り受け、住宅を新築するものです。別添補足資料で説明します。1番について、3ページの部分が今回の申請地となっています。農地区分は第1種農地で、許可基準は住宅等申請に係る集落接続にあたりと判断されます。土地利用計画図については、5ページのとおりで、既存宅地に隣接する農地で雪捨て場、家庭菜園として利用するもので、事業費が●●万円です。敷地内に官地の水路が通っていますが、前所有者のころから埋まった状態で使用しておらず、今回の申請者が官地払下げを行う予定です。雨水については、地下浸透、造成については、50cmの盛り土を行い法面も土留により保護を行います。以上のことから許可基準に沿った申請内容です。2番について、資料8ページが今回の申請地となります。農地区分は第1種農地、許可基準は住宅等申請に係る集落接続にあたりと判断されます。土地利用計画図については、10ページのとおりで、既存宅地を併用地として住宅用地として利用するものです。事業費は●●万円で融資証明により確認しています。雨水については、地下浸透、造成については、併用地と段差がないため造成は行いません。以上から許可基準に沿った申請内容です。以上です。

議長 大沼藤一

次に、現地調査等の結果について、議席5番勝見和彦委員より報告願います。

委員 勝見和彦

番号1番について、令和2年11月17日に、鈴木委員と私、そして事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、下奥田地内にある第1種農地の畑です。本申請は、申請人が雪捨場、家庭菜園として利用するための申請です。盛り土による造成で、法面の保護を行い周辺農内への影響もなく、申請の内容に問題はないと判断します。番号2番について、令和2年11月17日に、鈴木委員と私、そして事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、洲島地内にある第1種農地の畑であ

ります。本申請は、申請人が住宅地として利用するための申請です。既存宅地に隣接する農地で、盛り土等による造成は行わず、周辺農地への影響もない計画であるため、申請の内容に問題はないと判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明並びに担当委員の報告が終わりました。

次にご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって本案件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

日程第10、議第50号、農地転用に伴う事業計画変更申請に対する意見についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主任 竹田 智弘

20ページをご覧ください。議第50号、農地転用に伴う事業計画変更申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う事業計画変更申請があったので、知事に送付の意見を付せられたい。令和2年11月25日提出、川西町農業委員長名。申請件数は1件です。申請人、株式会社竹田組代表取締役竹田仁、大字上奥田字東飯坂3008-1、田621㎡のうち207.95㎡、使用目的は工事用現場事務所で申請地を借り受け、飯坂地区ため池工事の仮設現場事務所として一時転用していますが、同工事の2工区を受注したため、引き続き仮設事務所として利用するものです。この案件については、令和2年6月11日付けで県から許可を受けた工事用の仮設現場事務所として利用している一時転用の案件ですが、当初工事の2工区にあたる工事を受注したことにより、引き続き仮設現場事務所として利用するための申請です。土地利用計画については、別添補足資料の14ページのとおりで、計画の変更はなく、そのまま使用して現状は15ページのとおりです。事業計画変更時も農業委員とともに現地確認をしていますが、期間延長のみの申請で、土地利用に変更がないこと、また許可権者である県も現地確認しないということから、事務局の現場確認のみでの上程となります。

議長 大沼藤一

事務局の説明が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件については、許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

日程第11、議第51号、農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 淀野拓也

21ページをご覧ください。議第51号、農用地利用集積計画に対する決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。令和2年11月25日提出、川西町農業委員会会長名。22ページをご覧ください。所有権移転各筆明細、場所、所有権移転を受ける者、対価、備考の順で読み上げます。8166番、●●、大字吉田字仏田6086、計田2筆484㎡、●●●、10a単価●●●円、担い手支援の離農です。以上の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上です。

議長 大沼藤一

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りします。本件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

これもちまして、第10回川西町農業委員会総会を閉会いたします。